

# 庄和総合支所電話交換機賃貸借 仕様書

## 第1章 概要等

### 1. 概要

本仕様書は、春日部市庄和総合支所における構内電話交換機等の更新に関し、必要な事項を定めるものである。

### 2. 賃貸借期間および契約期間

賃貸借期間 令和8年10月1日から令和15年9月30日まで

契約期間 契約確定日から令和15年9月30日まで

### 3. 履行場所

春日部市金崎 839 番地 1

## 第2章 機器仕様

### 1. 新設機器の仕様

#### (1) 構内電話交換機本体（新設）

機器名	納入数量	参考品番
構内電話交換機	1 式	NTT 東日本株式会社製 ZX2-L

※ 詳細は下記を参照すること

#### ①交換方式

- ・制御方式 蓄積プログラム制御方式
- ・通話路方式 時分割 PCM 方式
- ・応答方式 中継台方式・仮想番号方式・ダイヤルイン (DI) 方式・ダイレクトインライン(DIL)方式
- ・処理装置 64bit CPU

#### ②交換機収容回線数

種別	現用	実装	備考
ひかり電話オフィス A	1	1	
アナログ内線	71	128	*一般電話機は既存利用
デジタル多機能内線	3	8	
OD 専用線	16	16	

### ③構造

- ・本交換機は自立キャビネットで収容された自立設置型（床アンカー固定）とし、必要に応じて金物等を併用し、転倒防止措置を施すこと。

### ④電源装置

- ・入力電圧 AC100V±10V（50Hz / 60Hz）
- ・停電対策 停電時、内蔵バッテリーにより 3 時間バックアップ可能なこと。
- ・蓄電池 キャビネット収納型

### ⑤トラヒック容量

- ・内線 1 回線あたりの最繁時呼量は、6.0HCS とする。

### ⑥電気的条件

- ・動作電圧 AC100V±10V
- ・内線線路条件 直流抵抗 600Ω以下（2W 一般）  
45Ω以下（2W 多機能）

### ⑦環境条件

- ・温度 0～40℃ 結露無きこと
- ・湿度 10～90%
- ・冷却方式 自然空冷方式

### ⑧サービスクラス

- ・内線 1 回線単位に超特甲、特甲、準特甲、甲、準甲、乙、丙（専用線発信不可）のクラスが取れること。

### ⑨ガイダンス音声

- ・春日部市役所本庁舎へ架電時と同様のガイダンス音声が行われるようにすること。なお、ガイダンス音声についても賃貸人が作成すること。

### ⑩通話録音

- ・外線通話については、録音機器の設置またはクラウドコンピューティングにより、通話内容を保存すること。保存時間は 1,250 時間以上とする。
- ・録音機器を設置する場合、通話録音データ抽出可能な管理用 PC を 1 台設置すること。
- ・クラウドコンピューティングによる通話録音とする場合、通話録音に必要なインターネット回線を用意すること。なお、回線使用料については賃借人の負担とする。

## ⑪機能

1. システム短縮ダイヤル
2. オンフック内線相互キャンポン
3. リセットコール
4. ラストナンバーリダイヤル
5. 可変不在転送
6. グループコールピックアップ
7. 保留
8. フルコールバックトランスファ
9. コールウェイティング
10. アッドオン
11. 着信音識別
12. 内線代表
13. ラインロックアウト
14. ハウラー音自動送出
15. 保留音
16. サービスクラス
17. 中継台
18. デジタルコードレスシステム
19. 電話料金管理
20. リモートメンテナンス
21. 発着信履歴自動帳票作成システム
22. ナンバーディスプレイ
23. MJ/MN 表示キー（障害アラーム表示）
24. タイムメッセージ（定期交換時期の注意喚起表示）
25. 不在メッセージ（不在時のメッセージ表示）

## ⑫相手方に表示される受信履歴と電話番号

- ・ダイヤルインが利用可能な多機能電話機から、発信する場合、受信した相手方の受信履歴には、その固有番号を表示可能とすること。

## ⑬保留音

- ・通話の相手方に対し、保留または転送状態となったときに、任意の保留音を設定できること。

(2) 多機能電話機（新設）

機器名	納入数量	参考品番
デジタル式多機能電話機	26 台	NTT 東日本株式会社製 ZX2「18」 キー標準スター電話機-「1」「W」
コードレス用無線機	5 台	
デジタルコードレス電話機	8 台	NTT 東日本株式会社製 ZX-DCL-コ ードレス電話機セット-「2」「W」

※ 詳細は下記を参照すること

デジタル式多機能電話機 仕様詳細および機能等

- ・一般電話機(既存品)が設置されている場所に、ディスプレイ・18 機能ボタン付きデジタル式多機能電話機（デジタルコードレス電話機含む）を設置すること。
- 機能ボタンに交換機障害アラーム表示ができること。
- 機能ボタンに内線発信、外線発信の設定を行うとともに、その旨をボタンに表示すること。

(3) 管理用 PC（新設）

機器名	納入数量	仕様
管理用 PC	1 台	詳細は下記の通り

※ 詳細は下記を参照すること

①仕様詳細および機能等

- ・交換機と接続し、設定変更等ができること。
- ・通話録音データ（クラウドコンピューティングによる保存を除く）および発着信履歴データの抽出の動作に支障がなく、継続的運用が可能なこと。
- ・スペック

OS	Windows11 Professional
CPU	Core i5 4 コア 以上または同等品以上
メモリ	16GB 以上
HDD/SSD	500GB 以上
ディスプレイ	FHD (1920×1080) 以上
LAN ポート	1 ポート以上

## ②発着信履歴データの抽出

- ・電話交換機の発着信履歴システムと互換性を有していること。
- ・電話交換機より以下のデータを取得可能なこと。
  1. 曜日別発着信一覧
  2. 時間別発着信一覧
  3. 発着信履歴一覧
  4. 通話時間一覧
  5. 放棄呼一覧

## (4) 既存流用品

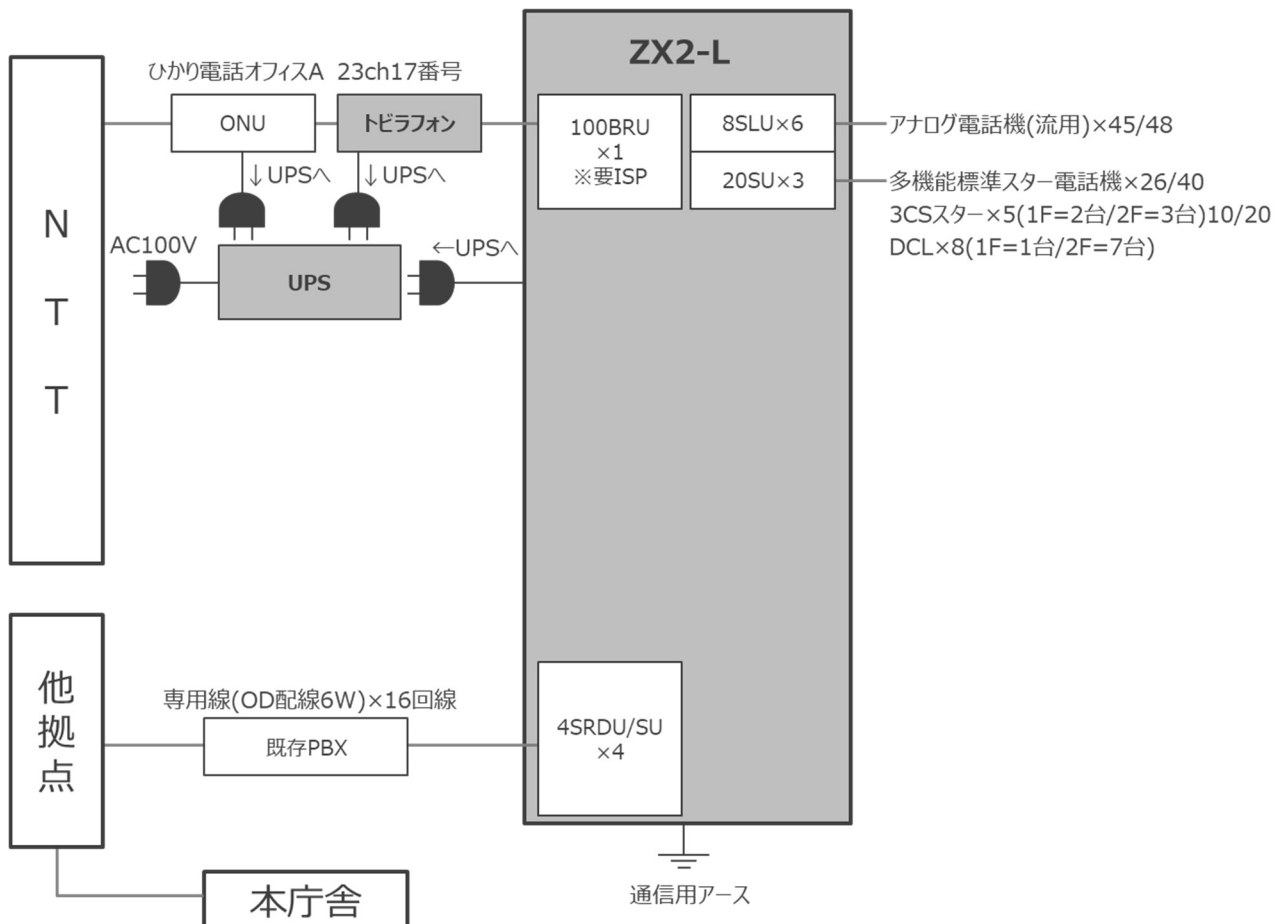
- ・一般電話機、周囲配線は、既存流用とする。

## 2. 回線仕様

(1) ひかり電話オフィスAを1回線敷設し、23chで運用することが可能なこと。

(2) 既存VPN回線と接続している既存PBXと、更改対象の構内電話交換機とをインターフェースOD専用線16回線で接続すること。

## 3. 新設機器中継方式図



※背景が色塗りの機器は更新・新設対象となる

### 第3章 施工要件等

#### 1. 施工基準

電気通信事業法第52条（自営電気通信設備の接続）に基づき、総務省令で定める自営電気通信設備としての技術基準、本仕様書および関係する諸規則等に従い施工するものとする。また、施工にあたっては賃借人と協議の上、その指示に従って施工を行うものとする。

その他、必要な養生や清掃についても適切に実施し、費用は賃貸人が負担する。

#### 2. 作業内容および範囲

庄和総合支所内に「第2章 機器仕様 3. 新設機器中継方式図」に基づく構内電話交換機本体および多機能電話機、管理用PC等を新設する。

回線切替日までは、既存電話交換設備と並行して新設機器の据付調整、各種動作・運用試験等を行い、完全な回線切替が終了したのち、不要な電話交換設備の撤去および運搬・処分を賃借人の指示に従い、賃貸人にて行う。また、切替に併せて拠点間内線が接続されている施設（下記）では通信テストを実施する。

なお、既存PBXの撤去については、既存PBX設置者が行うため、必要に応じて調整を図ること。

本作業にて新設する構内電話交換機並びに周辺機器への電源等については、回線切替までは、現行の電源を使用することができないため、仮設電源を最寄りの分電盤より設置し、機器調整・動作試験等を行う。また、設置に必要な配線等は既存流用とすること。

なお、機器の設置・固定については耐震性を考慮すること。機器据付用ボルト等の選定にあたっては、設計用水平地震力を設計用標準水平震度2.0に機器の重量を乗じたもの、設計用鉛直地震力については水平地震力の1/2に耐えうる設計とすること。

#### <拠点間内線が接続されている施設一覧>

春日部市役所庁舎・第2庁舎	春日部市中央七丁目2番地1
春日部市役所庁舎（別館）	春日部市中央六丁目7番地2
春日部市役所庁舎（武里出張所）	春日部市大枝89番地 武里団地7-4
春日部市市民活動センター （東部地域振興ふれあい拠点施設内）	春日部市南一丁目1番地内
春日部市保健センター （東部地域振興ふれあい拠点施設内）	春日部市南一丁目1番地内
春日部市教育センター	春日部市粕壁東三丁目2番15号
春日部市消防本部	春日部市谷原新田2097番地1
春日部市立医療センター	春日部市中六丁目7番地1
社会福祉協議会事務局（総合福祉センター内）	春日部市中央2丁目24番地1
春日部市内小学校・中学校（全34校）	春日部市粕壁東三丁目2番地19

外33箇所

### 3. 作業完了の期限

作業完了の期限は次のとおりとする。

契約締結日	～令和8年8月31日	現地調査、機器搬入、
令和8年9月1日	～令和8年9月24日	機器設置、設定調整、試験
令和8年9月24日	～令和8年9月30日	試験運用、設定変更・調整
令和8年10月1日	～	運用開始

上記期限については厳守とする。

回線切替は、構内交換機から一般電話機への転送、外線通話の状態、通話感度等のチェック項目を全て確認した上で実施する。

※ 賃貸人の都合により、事前に新設機器にて運用する場合、再設定にかかる費用は、全て賃貸人の負担とする。

### 4. 使用材料

使用する機器材料は新品とし、JIS規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。

また、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。

### 5. 提出書類

賃貸人は、施工に際し、事前に機器承認図により賃借人の承認を得てから着手すること。着工前および施工時における図書は以下のものを提出すること。また、運用開始に先立ち、簡易操作マニュアルを作成するとともに、令和8年9月18日までに電話交換機の操作使用者を対象とした操作説明会を実施すること。

- ・機器承認図（建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づく耐震計算書含む）
- ・簡易操作マニュアル
- ・その他必要な図書

### 6. 完成図書

賃貸人は、作業完了時に、下記書類をとりまとめ完成図書として提出すること。

- ・機器製作図（機器承認図）
- ・写真帳
- ・取扱説明書
- ・製品保証書（出荷証明書含む）
- ・その他必要な図書

## 第4章 その他

### 1. 完了検査

本作業は機器の据付調整完了後、賃借人の立会い検査に合格したことをもって完了するものとする。

### 2. 保証

本設備の運用開始から起算して1年以内に生じた調整、不良および故障等で、明らかに設計製作上および施工上の不良とみなされるものについては、下記の要件を満たすことを条件として、賃貸人が責任をもって直ちに無償修理、または代替品を納入するものとする。

- ・故障時に関しては電話、メール、FAXにより24時間365日受付可能であること。
- ・24時間以内に初期対応（現地対応または電話、遠隔操作等による対応）に着手可能なこと。

### 3. 保守

機器の障害対応、消耗品等の交換保守を行うものとする。

故障時には、24時間以内に初期対応に着手可能な体制を確保すること。

詳細については別紙のとおり。

### 4. 支払い

賃借料は、賃貸借期間の開始月からとし、毎月均等払いとする。なお、毎月の支払いに端数が生じる場合、その端数は、支払開始月において支払うものとする。

### 5. その他

本仕様書で定める性能を満たすために必要な機器については、特段の記載がなくとも必ず設置すること。

その他特記なき事項は、賃借人と協議の上、決定すること。

## 庄和総合支所電話交換機賃貸借（保守）

庄和総合支所電話交換機賃貸借の電話交換設備保守点検等の実施にあたっては、本仕様に基づき実施するものとする。

## 1. 定期点検等実施回数

- (1) 年2回の定期点検
- (2) 機器障害時の技術者派遣および修復作業

## 2. 定期点検等対象機器

別表「保守範囲」のとおり

## 3. 業務内容

- (1) 定期的に技術者が電話交換設備の点検・清掃・整備・調整等の保守を行い、設備の正常な動作を確保する。
- (2) 各種装置の摩耗・劣化・損傷等を点検・予測し、部品の交換・調整修理等を実施し、故障の発生を防止する。
- (3) 故障が発生した場合、直ちに技術員を派遣して修理を実施し、利用者に支障を与えない。
- (4) 定期的に装置全体の精密な点検を実施する。
- (5) 保守業務に使用する部品等は、賃貸人が管理するものとする。
- (6) 点検項目は別表「電話設備保守点検実施表」による。

## 4. 保守点検作業

## (1) 定期点検

①契約期間中に年2回、下記の点検作業を実施する。

- (ア) データによる障害情報確認
- (イ) 各装置動作状態確認
- (ウ) 内外線機能試験
- (エ) 端子盤点検
- (オ) 交換機本体清掃
- (カ) 電源装置および蓄電池点検

②他点検業務による全館停電時の不具合対応、設備停止復旧業務を実施する。

## (2) 緊急対応サービス

保守対応の時期および回数以外に、不時の故障等により連絡があった場合には、原則として技術員を派遣して保守作業を実施する。

## 5. 報 告

- (1) 賃貸人は、点検終了後速やかに報告書を提出するものとし、故障時の業務履行については原因および措置を記載した報告書をその都度、賃借人に提出して確認を求めなければならない。
- (2) 賃貸人は、業務を実施し機器等に異常を発見したときは、速やかに賃借人に報告する。
- (3) 賃貸人は、賃借人より修繕を指示されたときは、部品を速やかに調達し、迅速に修繕を実施するものとする。

## 6. 工事または修繕等の範囲

次に該当する工事または修繕等を除く保守点検業務に必要な経費は、すべて賃貸人が負担するものとする。

- (1) 主要設備の移転または変更もしくは増設および撤去にかかる費用
- (2) 交換の必要を生じた部品または機器の代金およびその作業にかかる費用
- (3) その他、賃貸人の責めによらない理由によって発生した故障・破損の復旧

## 7. 賠償責任

作業従事者の原因により発生した損害（第三者に及ぼした損害含む）については、賃貸人が賠償の責を負うものとする。但し、その発生原因があらかじめ予想しがたいもので、賃借人の責に帰する場合についてはこの限りではない。

## 8. その他

- (1) 保守点検に要する消耗品等は賃貸人の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めていない作業についても、安全確保上必要がある場合には、その作業も実施する。
- (3) 業務に関して疑義が生じた場合、賃借人・賃貸人で協議する。

## 保守範囲

項番	項目	保守範囲	備考
1	主装置およびパッケージ	保守に含む	第2章 機器仕様 1. 新設機器の仕様 (1) 構内電話交換機本体（新設）①～ ⑩で指定するもの、2. 回線仕様(2)で指 定するもの(本表 13 項を適用する)
2	障害時の訪問費用	保守に含む	
3	点検（2回/年）	保守に含む	
4	キヒモ修理・交換	保守に含まず	
5	多機能電話機	保守に含む	
6	管理用 PC	別 途	故障時の部品代は保守に含まず、障害 時の訪問対応は保守に含む
7	主装置～幹線～各端子盤～ゾーン ボックスまでの配線修理または再 配線	別 途	配線修理、再配線を実施する場合は 保守に含まず
8	移設・増設・設定変更	保守に含まず	
9	緊急を要しない場合の平日 9 時か ら 17 時以外の作業費	保守に含まず	
10	消耗品（バッテリーの経年劣化等）	保守に含まず	
11	火災、天災その他不可抗力による故 障	保守に含む	
12	設計および使用条件を超えた過酷 な環境下における使用、取扱いおよ び保管による故障	保守に含まず	
13	その他、本契約において納品してい ない機器	保守に含まず	

## 電話設備保守点検実施表

分類	装置名	点検内容
電源装置	監視警報	各種ランプ確認
	整流器	入出力電圧確認
	蓄電池	電圧・発熱・外観・液量確認
主装置	監視警報	障害ランプ確認／障害データ確認
	システム装置	システム状態データ確認／閉塞・H&D 検索
機能試験	機能	局線に関する機能試験
		内線に関する機能試験
構内	配線盤	接続状態確認
	宅内	配線状況確認
	内線電話機	稼働状態確認
整備	データ表	補正
	函面・帳票類	整理
	清掃	構内交換設備内部清掃／周囲清掃